

## 第5章 南シナ海危機と重要影響事態： 切れ目としての船舶検査とアセット防護

小谷 哲男

### 1. 南シナ海情勢

近年、中国の海洋進出にともない、南シナ海で緊張が高まっている。中国は、1950年代にフランス軍がインドシナ半島から撤退した後、西沙諸島の東半分を占拠した。そして、1970年代に米軍がベトナムから撤退した後、西沙諸島の西半分を占拠するベトナム軍と交戦し、全域を支配するようになった。1980年代には、ベトナムを拠点とするソ連軍が縮小すると、南沙諸島でベトナムと小規模な戦闘を繰り返して、ベトナムから6か所の岩礁を奪った。1990年代には、米軍がフィリピンから撤収した後、フィリピンからミスチーフ礁の実効支配を奪った。以上のように、中国は力の真空を埋めるように、南シナ海への進出を段階的に進めてきた<sup>1</sup>。

2012年には、中国はフィリピンからスカボロー礁の実効支配を奪った。その際、中国は軍事力を直接使わず、漁船と政府公船を同礁に送り込み、フィリピンの漁船や政府公船の同礁への接近を阻んだ。しかし、この事案は、バラック・オバマ政権がアジアリバランスを掲げ、アジア太平洋への関与を強めている中で行われた現状変更であり、過去の機会主義的な中国の行動様式とは異なっていた。中国の行動様式が変化したのは、2008年の「リーマン・ショック」以降の国際金融危機によって、中国は米国が衰退していると認識し、米国の出方を試しながら自らの国益を追求するようになったためと考えられている<sup>2</sup>。

2013年に、中国は西沙諸島のウッディー（永興）島にて滑走路延長工事を実施した。また、2014年から15年にかけて、中国は南沙諸島の7地形において大規模な埋立てによって人工島を建設した。現在、中国は西沙諸島と南沙諸島で軍事目的に利用できるインフラ整備を実施している。中国政府は南シナ海の軍事化を否定しているが、西沙諸島では軍用滑走路の整備に加え、対空ミサイルや対艦ミサイルの配備が進められており、南沙諸島でも同様の動きがみられる。こうして、南シナ海での中国のパワープロジェクション能力の向上が進んでいる<sup>3</sup>。

本稿は、南シナ海における危機シナリオを検討し、日本の役割と平和安全保障法制の有効性を検証する。

### 2. 南シナ海と日本の国益

日本はサンフランシスコ平和条約で西沙諸島および南沙諸島の領有権を放棄しており、紛争の直接の当事者ではない。一方、南シナ海は日本にとって重要なシーレーンである。南シナ海を經由して運ばれる原油の約23パーセント、天然ガスの約54パーセントが日本向けである<sup>4</sup>。このため、南シナ海で紛争が起これば、日本のシーレーンが脅かされることになる。マラッカ海峡の代わりにロンボク海峡を使えば、南シナ海を通らずに日本にエネルギー資源を輸送することはできる。しかし、その場合、航路は1700キロメートル長くなり、これによって航続日数は3日、費用は1日あたり1300万円余分にかかる試算されている<sup>5</sup>。

また、法の支配の観点からも、南シナ海問題は日本の国益に直結する。中国は東シナ海で尖閣諸島の領海に政府公船を侵入させるなど、日本の施政権に挑戦する動きを見せている。このため、日本政府は「法の支配三原則」を掲げ、国際法に基づいた主張をすること、武力の威嚇を行わないこと、平和的紛争解決を目指すことを各国に呼びかけている<sup>6</sup>。しかし、中国は2016年7月の国連海洋法条約に基づく仲裁判断を受け入れず、南シナ海での現状変更を続けている。南シナ海で中国の現状変更を認めれば、東シナ海でも中国が現状変更をさらに行う可能性がある。

南シナ海は、拡大核抑止の観点からも日本の安全保障に関係がある。中国は海南島に新型の晋級戦略ミサイル原子力潜水艦を配備しており、長距離ミサイル JL-2 が搭載されるのも時間の問題とされている<sup>7</sup>。中国は九段線内をこの戦略ミサイル原潜のための「聖域」とする必要がある、スカボロー礁の埋立ては対米核抑止を強化するという中国の戦略的目標につながる。スカボロー礁の埋立てが、すぐに米中間の軍事バランスや戦略核バランスを劇的に中国に有利なものにすることはない。有事になれば、米軍は南シナ海の人工島を容易に破壊または奪取できる。また、中国の戦略ミサイル原潜が米本土を攻撃するためには、南シナ海から太平洋の真ん中まで捕捉されずに出ていかなくてはならない上、指揮統制システムも十分に構築されていない。ただ、長期的にみれば、中国による南シナ海の聖域化が米中の戦略核バランスに変化を与え、米国の拡大核抑止の信頼性を低下させる可能性がある。

以上のように、南シナ海は日本の国益と安全保障にとって重要な海域であることが指摘できる。

### 3. 南シナ海のフラッシュポイント

南シナ海で武力紛争を引き起こす要因として、以下の6つが考えられる。

#### ① 中国によるスカボロー礁の埋立て

2012年に、中国は漁船と政府公船をスカボロー礁に送り込んで、フィリピンの実効支配を崩し、それ以来2隻の中国の政府公船を常駐させ、フィリピン漁船の接近を阻んでいる。2016年7月の国連海洋法条約に基づく仲裁裁判によって、スカボロー礁はフィリピンの排他的経済水域内に存在するため、中国がフィリピンの主権的権利を侵害していることが認定されたが、中国はこの仲裁手続きを無効とし、仲裁判断も受け入れていない。同年10月の中比首脳会談の後、フィリピン漁船が同礁近海で操業ができるようになったが、米比は中国による同礁埋立てを警戒している。2016年4月に、アシュトン・カーター前米国防長官は、中国によるスカボロー礁の埋立てに強い懸念を示し、「軍事衝突を引き起こし得る」と発言した<sup>8</sup>。中国がスカボロー礁の埋立てに着手すれば、これが中比間の武力紛争につながる可能性がある。

#### ② 中国によるセカンド・トーマス礁の海上封鎖

フィリピンは1999年に軍艦「シエラ・マドレ」をセカンド・トーマス礁に座礁させ、艦上に兵士を常駐させることで、同礁の実効支配を続けてきた。同艦は腐食により倒壊の危機にあったが、2015年にフィリピン海軍がコンクリート等でこれを補強し、中国が強

く抗議をしていた。フィリピン軍は定期的に「シエラ・マドレ」に補給物資を届けているが、2014年に中国政府公船が同礁を事実上海上封鎖し、補給を妨害する事案が発生している<sup>9</sup>。中国がフィリピンによる補給活動を妨害するか、同礁の奪取を目指すことによって、中比間に武力紛争が起こる可能性がある。

#### ③ 中国による西沙諸島周辺の石油採掘

1974年に中国はベトナムから西沙諸島全体の実効支配を奪った。2014年には、中国が移動式の石油掘削リグをベトナムが排他的経済水域を主張する海域に派遣した。その際、掘削リグの周辺に漁船、その外側に政府公船、さらにその外側に軍艦を配置し「キャベツ戦略」と呼ばれる方法を取った<sup>10</sup>。中国船がベトナムの漁船や海上警察の船に衝突する案件もあった。同様の事案が中越間の武力紛争に至る可能性がある。

#### ④ 米比同盟の発動

1952年に発効した米比相互防衛条約は、「いずれか一方の締約国の本国領域又は太平洋地域にある同国の管轄下にある島又は太平洋地域における同国の軍隊、公船若しくは航空機に対する武力攻撃」を発動要件としている<sup>11</sup>。上記①または②で示した危機が発生した場合、米比同盟の発動により、米中間の武力紛争に至る可能性がある。

#### ⑤ 米軍の航行の自由作戦

米軍が2015年10月以後、4回の航行の自由作戦を南シナ海で実施したことが明らかになっている。航行の自由作戦は、沿岸国による過剰な海洋管轄権の主張を認めないことを示すために米軍が行うものである。南シナ海で行われた4回の作戦のうち、3回は領海における無害通航の制限への対抗措置と考えられ、1回は中国が西沙諸島で過剰な直接基線を宣言していることへの対抗措置とみられる<sup>12</sup>。米軍が航行の自由作戦を行う度に、中国海軍艦船が米艦船を追跡しており、米軍が同作戦を行うのを中国側が妨害し、米中間の武力紛争が発生する可能性がある。

#### ⑥ 米軍による人工島海上封鎖

ドナルド・トランプ政権のレックス・ティラソン国務長官は、上院での承認公聴会で、中国による南沙諸島での人工島の建設をロシアによるクリミア併合になぞらえて「違法」と述べ、中国が人工島建設を中止しなければ、人工島へのアクセスを認めない明確なシグナルを送ると述べ、中国がこれに強く反発した。ティラソン長官は、その後上院議員への書簡を送り、「有事」には人工島へのアクセスを拒否するとトーンダウンし、平時での海上封鎖を否定している<sup>13</sup>。他方、アメリカ海軍大学のジェームス・クラスカ教授は、アメリカは国連海洋法条約に加盟しておらず、1983年の海洋政策によって、アメリカが他国の航行権を認めるのは、他国がアメリカの航行権を認める時だけであると述べている<sup>14</sup>。つまり、中国が南シナ海でアメリカの航行権を侵害するのであれば、アメリカが中国の人工島へのアクセスを阻止する可能性があり、それが米中間の武力紛争につながる可能性がある。

#### 4. 南シナ海の危機シナリオ

米国際戦略問題研究所（CSIS）のザック・クーパー研究員とグレッグ・ポリング研究員は、中国がスカボロー礁の埋立てを強行するシナリオについて警鐘を鳴らしている<sup>15</sup>。その理由は、スカボロー礁が、南シナ海の北東部に位置し、またルソン島のスービック湾から西へ約200キロの距離にあるためである。仮に中国が西沙諸島と南沙諸島に加えて、スカボロー礁に軍事拠点を建設すれば、南シナ海全体へのパワープロジェクション能力が高まる上に、フィリピン本土の直接攻撃が容易となる。

このため、クーパー・ポリング両研究員は、中国によるスカボロー礁の埋立てに備えて、米比両国が情報の収集・共有を強化するとともに、米比同盟発動に関する宣言政策を通じて抑止を強化することを主張している。また、それでも中国がスカボロー礁の埋立てを強行することに備え、「海上封鎖」の必要性にも言及している。その方法としては、フィリピンのコーストガードと海軍がスカボロー礁周辺の領海で埋立てを阻止し、中国がフィリピンを攻撃した場合に備えて、米海軍が領海の外に展開することを提案している<sup>16</sup>。

しかし、中国がスカボロー礁の埋立てを強行した場合、限られたフィリピンの能力ではこれを十分に阻止することは難しいと考えられる。また、中国はスカボロー礁の領有権を主張し、実効支配もしているため、海上封鎖に対しては武力行使も含めた強硬な対応をする可能性が高い。このため、海上封鎖は米海軍が行う必要があるであろう。米海軍は、1962年のキューバ危機で、ソ連船がミサイル部品をキューバに海上輸送するのを阻止するために、海上封鎖をカリブ海で実施した。その際、国際法上、海上封鎖は武力の行使に当たるため、封鎖は目的を限定した「隔離」として行われた。

キューバ危機の時に行われた隔離作戦は10月20日から11月20日まで続き、米国単独ではなく、北大西洋条約機構（NATO）や米州機構（OAS）の支持と支援を得て、25隻以上の艦船によって実施された。隔離部隊は、ミサイルを輸送している疑いのあるソ連船の検査を命じられており、検査が拒否された場合は、武器を使用することになっていた。キューバに向かっていたソ連船は検査を避け本国に戻っていったが、米国は決意を示すため、明らかにミサイルを運んでいないソ連船の検査を実施した。隔離の行われた海域ではソ連海軍の潜水艦が確認されていたが、キューバ上空で米軍の偵察機が撃墜されると、隔離部隊は爆弾を投下してソ連の潜水艦を強制浮上させた。ソ連側がキューバからのミサイル撤去に同意した後も、実際に撤去が確認されるまで、隔離はむしろ強化された<sup>17</sup>。

以上に基づいて、中国がスカボロー礁の埋立てを強行すれば、以下のように南シナ海でキューバ危機が再来するという危機シナリオを想定することができる。

#### ＜南シナ海“キューバ危機”シナリオ＞

- 中国の作業船が政府公船に護衛されながらスカボロー礁での作業を強行し、作業船の同礁への接近を阻止するフィリピンコーストが中国政府公船に体当たりされ、沈没。
- フィリピンが米国に支援を要請、これを受けて米国はフィリピンの排他的経済水域における「海洋環境の保護」という限定的な目的のために隔離を実施することを決定し、米比がスカボロー礁周辺のフィリピンの排他的経済水域内に隔離ラインを設定。

—米国は、中国がスカボロー礁の埋立てをしないと確約し、実際に作業船の派遣を止めるまで隔離を実施すると発表、米比が米国の同盟国と ASEAN 加盟国にも支援を要請。

—中国政府は自らの領土であるスカボロー礁を埋め立てる権利を主張し、作業船の派遣と埋立て作業を継続すると表明。

—隔離ライン周辺で中国の潜水艦が確認されるとともに、南シナ海上空で中国軍機が米軍の偵察機への異常接近を繰り返す。

## 5. 南シナ海危機シナリオと平和安全保障法制

南シナ海で上記のような“キューバ危機”シナリオが発生し、米国から支援要請を受けた場合、日本は平和安全保障法制と日米防衛協力のための指針（ガイドライン）に基づいてどのような対応を取るべきであろうか<sup>18</sup>。具体的には、海洋安全保障に関する措置、船舶検査、後方支援・協力支援、捜索救助、アセット（装備品等）防護が考えられる。

### ① 海洋安全保障に関する措置

国際法に基づく海洋秩序を維持するための措置には、海洋監視情報の共有、海洋におけるプレゼンスの強化が含まれる<sup>19</sup>。

具体的には、自衛隊が隔離ライン付近で海洋監視活動を行い、中国船（潜水艦含む）の動向を含む情報の共有を米軍と行うことが支援項目となり得る。

### ② 船舶検査

船舶検査活動は、重要影響事態または国際平和共同対処事態に際し、国際連合安全保障理事会の決議または旗国の同意を得て、船長の承諾の下で船舶（軍艦と政府公船を除く）の積荷および目的地を検査や、航路または目的地の変更を要請するものである（船舶検査活動法2条）。外国の領域において実施する場合は、当該外国との協議によって実施海域を定める（同法4条3）。武器使用は、「自己保存型」の範囲内で認められる<sup>20</sup>。ただし、他国との武力行使の一体化を避けるため、外国が船舶検査活動を行う海域とは別の海域で行わなければならない（同法5条2、いわゆる非混交要件）<sup>21</sup>。

具体的には、米比が隔離を行う海域とは重ならない海域で、自衛隊が中国作業船の検査を行うことが支援項目となり得る。

### ③ 後方支援・協力支援

後方支援・協力支援には、米軍への補給、輸送、整備が含まれるが、実施できるのは「現に戦闘行為が行われていない現場」とされており（重要影響事態安全確保法2条3および国際平和支援法2条3）、戦闘が行われた場合は活動を休止または中断し、戦闘に巻き込まれることを避けなければならない。当該外国の同意がある場合に限り、外国の領域においても実施できる（同2条4）。

具体的には、自衛隊が米軍の隔離作戦を支援するために、上記補給や輸送を行うことが支援項目となり得る。

#### ④ 搜索救助

重要影響事態または国際平和共同対処事態において行われた戦闘行為によって遭難した戦闘参加者について、その搜索または救助を行う活動で、救助した者の輸送を含む（重要影響事態安全確保法3条3および国際平和支援法3条3）。

具体的には、戦闘で遭難した米軍の搜索救助を自衛隊が行うことが支援項目となり得る。

#### ⑤ アセット防護

自衛隊が米軍と連携して日本の防衛に資する活動に現に従事している場合、米軍からの要請があり、防衛大臣が必要と認めた場合、現に戦闘が行われていない現場で、米軍のアセットを防護するために自衛官が武器を使用できる。武器使用については、警察比例の原則が適用される（自衛隊法95条2）。アセット防護は、集団的自衛権の行使とは異なるため、極めて受動的かつ限定的に実施される<sup>22</sup>。「日本の防衛に資する活動」には、重要影響事態における輸送、情報収集と特別監視活動、共同訓練が含まれるが、地理的な制約はない<sup>23</sup>。

具体的には、隔離ライン周辺で中国船の情報収集・監視活動を行う米艦護衛が支援項目として考えられる。

以上の支援は、平素からの措置として、船舶検査と搜索救助以外は実施可能である。しかし、米軍が行っている活動が隔離という事実上の海上封鎖であるため、平素からの措置として行うことには限界がある。また、船舶検査と搜索救助を含めた上記支援項目をすべて実施するためには、重要影響事態か国際支援法に基づく国際平和共同対処事態の認定が必要である。

まず、国際平和共同対処事態の認定には、国連安全保障理事会または国連総会の決議が求められる（国際平和支援法3条1）。しかし、このシナリオでは、安保理事会の常任理事国として拒否権を持つ中国が当事者であるため、安保理決議が出ることは想定できない。また、総会でも、国際の平和及び安全の維持に関する勧告については、出席しかつ投票する加盟国の3分の2の多数によって行われるため（国連憲章18条2）、決議が出る可能性は高くない。

このため、自衛隊が支援を実施するためには、重要影響事態の認定が必要となる。重要影響事態は、「そのまま放置すれば日本に対する直接の武力攻撃に至るおそれがある事態等、日本の平和と安全に重要な影響を与える事態」と定義される（重要影響事態安全確保法1条）。中国による南シナ海での一方的な現状変更を放置しておけば、それが米軍の日本に対する防衛義務や拡大抑止に悪影響を与えることが想定されるため、重要影響事態に認定することは可能である。また、日本政府は、重要影響事態は地理的概念ではなく、中東やインド洋が対象となり得るとしており、地理的な制約は考慮する必要がない<sup>24</sup>。

このように重要影響事態が認定できれば、自衛隊は米軍等に対して上記で示した幅広い支援を行うことができる。しかし、自衛隊が行う対応に「切れ目」が存在する可能性はある。

まず、船舶検査であるが、非混交要件によって、自衛隊は外国軍と同じ海域で検査を行うことができず、単独で検査を行わなければならない。また、自衛隊の船舶検査には国連

安保理決議か旗国の同意、そして船長の承諾が必要である。しかし、このシナリオでは中国が当事国であるため安保理決議は期待できず、中国が自国船籍の検査に同意することも想定できないため、自衛隊は実効的な検査ができない可能性が高い。中国の作業船は政府公船によって護衛されているため、自己保存型の武器使用基準では、任務を遂行することも難しい。米軍の検査を避けるために、中国の作業船が自衛隊の担当する海域を通ることになれば、自衛隊が隔離に切れ目を生んでしまうことになる。このため、自衛隊が船舶検査を行う米軍に後方支援を行う方が現実的であろう。

次に、アセット防護についてであるが、このシナリオで中国が米艦等のプラットフォームに攻撃をすれば、潜水艦から行うことが考えられる。潜水艦からの魚雷攻撃は米艦に致命的な損害を与える可能性が高いため、キューバ危機において、米海軍はソ連の潜水艦を爆弾の投下によって強制浮上させた。海上自衛隊は高い対潜水艦戦能力を誇り、このシナリオでも米軍からの支援要請があることが想定できる。しかし、自衛隊が潜水艦の強制浮上措置をアセット防護として行うことには法的基盤が整っていない<sup>25</sup>。このため、潜水艦脅威への対処として、自衛隊にできるのは米軍等と潜水艦の位置情報の共有のみであろう（ただし、潜水艦の位置を絞り込むためにソノブイを集中的に投下することで警告を与えることは可能）。

南シナ海での“キューバ危機”シナリオで、自衛隊が船舶検査とアセット防護を切れ目なく行うためには、存立危機事態の認定が必要である。だが、そのためには、新三要件<sup>26</sup>を満たさなければならない。平和安全保障法案審議の中で、日本政府は、南シナ海で機雷を掃海する可能性について、ホルムズ海峡とは異なり、様々な迂回路があり得るとしたものの、「新三要件に合致するかどうか、実際に発生した事態の個別具体的な状況に即して、政府が全ての情報を総合して客観的、合理的に判断していく」との考えを示している<sup>27</sup>。だが、今回のシナリオでは、武力攻撃は発生しておらず、存立危機の認定は不可能である。

#### おわりに：政策へのインプリケーション

周辺事態は地理的概念ではないとされながらも、実際には朝鮮半島と台湾海峡を念頭に置いたものであり、南シナ海は想定されていなかった。しかし、中国が南シナ海で現状変更を繰り返していることは、日本の安全保障にとって深刻な問題となっている。周辺事態が重要影響事態と改められ、地理的制約がないことが確認されたことによって、平和安全保障法制に基づき、自衛隊が南シナ海で米軍の支援を行うことは現実の課題として検討されなければならない。

本稿で検討した通り、南シナ海で中国によるスカボロー礁の埋立てを阻止するための隔離が米軍によって行われた場合、海上安全保障に関する措置、後方支援、捜索救助については、自衛隊が他国の武力行使との一体化を避けるという制約があるにもかかわらず、幅広い貢献を行うことが期待できる。しかし、船舶検査については、強制的に行うことができず、武器使用基準も自己保存型に留まっているため、自衛隊が有効な船舶検査を行うことに大きな制約が残っている。アセット防護についても、平時に公海で米軍を攻撃するかもしれない潜水艦を強制浮上させる法的な基盤が整っておらず、米軍の要請に十分に 대응することができない可能性がある。

強制的な船舶検査は武力行使である臨検となりかねず、平時における実施については、

国際法上大きな制約がある。日本政府は、船長の承諾を要件としていることに関し、不測の事態の発生を回避するためであり、強制措置に及ばない対応であっても国際社会と連携した取組の中で実効的な対処は十分可能であるとの見解を示している<sup>28</sup>。しかし、国際社会や沿岸国の要請に基づき、船長の承諾なしに強制的な船舶検査を可能とすることは検討する価値はあるであろう。その際には、任務遂行のために警告射撃を含めた武器使用基準の緩和の検討も必要である。非混交要件についても、国際社会と連携して船舶検査を行う場合は、武力行使との一体化の例外として、撤廃を検討するべきである。

潜水艦の強制浮上については、強制浮上のための爆弾の投下は国際的には認められているため<sup>29</sup>、まず日本の領海での対処（海上警備行動）でこれを認めるべきである。その上で、アセット防護の一環としての公海での潜水艦への強制措置についても、少なくとも重要影響事態においては認めることが望ましい。

なお、アセット防護については、日米防衛ガイドラインで日米が相互に行うこととなっている。しかし、日本側はアセット防護に関して法的な基盤を整備したが、米国側では事前に大統領か国防長官の許可が必要とされているのみで、法的な基盤が整ったわけではない。このため、アセット防護に関して日米間に片務性が存在する可能性があることを指摘しておく<sup>30</sup>。

— 注 —

- <sup>1</sup> 防衛省「南シナ海における中国の活動」2016年12月、[http://www.mod.go.jp/j/approach/surround/pdf/ch\\_d-act\\_20161222.pdf](http://www.mod.go.jp/j/approach/surround/pdf/ch_d-act_20161222.pdf)。
- <sup>2</sup> Alexander Gray and Peter Navarro, “Donald Trump’s Peace through Strength Vision for the Asia-Pacific,” *Foreign Policy*, November 7, 2016, <http://foreignpolicy.com/2016/11/07/donald-trumps-peace-through-strength-vision-for-the-asia-pacific/>.
- <sup>3</sup> “The Paracels: Beijing’s Other South China Sea Buildup,” February 8, 2017, *Asia Maritime Transparency Initiative*, <https://amti.csis.org/paracels-beijings-other-buildup/>.
- <sup>4</sup> 「数字が語る南シナ海 争い招く豊かさ」『日本経済新聞 Data Discovery』2016年9月19日公開、<https://vdata.nikkei.com/datadiscovery/17southcs/>。
- <sup>5</sup> 資源エネルギー庁資源・燃料部「石油輸送に関する現状について」2006年2月、<http://www.meti.go.jp/committee/materials/downloadfiles/g60214a08j.pdf>。
- <sup>6</sup> 安倍晋三「アジアの平和と繁栄よ永遠なれ 日本は、法の支配のために アジアは、法の支配のために 法の支配は、われわれすべてのために」第13回アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）における基調講演、2014年5月30日、[http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/nsp/page4\\_000496.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/nsp/page4_000496.html)。
- <sup>7</sup> Office of the Secretary of Defense, “Military and Security Developments Involving the People’s Republic of China 2016” April 2016, <https://www.defense.gov/Portals/1/Documents/pubs/2016%20China%20Military%20Power%20Report.pdf>, p.58.
- <sup>8</sup> 「“スカボロー礁の軍事拠点化”強い警戒 米国防長官」『テレ朝 news』2016年4月29日、[http://news.tv-asahi.co.jp/news\\_international/articles/000073760.html](http://news.tv-asahi.co.jp/news_international/articles/000073760.html)。
- <sup>9</sup> Erik de Castro and Roli Ng, “Philippine ship dodges China blockade to reach South China Sea outpost,” *Reuters*, March 31, 2014, <http://www.reuters.com/article/us-philippines-china-reef-idUSBREA2U02720140331>.
- <sup>10</sup> Bonnie Glaser, “China’s Maritime Actors: Coordinated and Directed from the Top,” *Asia Maritime Transparency Initiative*, January 14, 2015, <https://amti.csis.org/chinas-maritime-actors-coordinated-and-directed-from-the-top/>.

- <sup>11</sup> 「米比相互防衛条約（アメリカ合衆国とフィリピン共和国との間の相互防衛条約）」データベース『世界と日本』、<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/docs/19510830.T1J.html>。
- <sup>12</sup> Sam LaGrone, “U.S. Warship Conducts South China Sea Freedom of Navigation Operation,” *USNI News*, October 21, 2016, <https://news.usni.org/2016/10/21/u-s-warship-conducts-south-china-sea-freedom-navigation-operation>.
- <sup>13</sup> Jesse Johnson, “Behind the Scenes, Tillerson Tones down Rhetoric on South China Sea,” *Japan Times*, February 7, 2017, <http://www.japantimes.co.jp/news/2017/02/07/asia-pacific/behind-scenes-tillerson-tones-rhetoric-south-china-sea/#.WMjbp9Lyi70>.
- <sup>14</sup> James, Kraska, “Tillerson Channels Reagan on South China Sea,” *LAWFARE*, January 12, 2017, <https://www.lawfareblog.com/tillerson-channels-reagan-south-china-sea>.
- <sup>15</sup> Zack Cooper and Greg Poling, “Developing a Scarborough Contingency Plan,” *Asia Maritime Transparency Initiative*, March 30, 2016, <https://amti.csis.org/developing-scarborough-contingency-plan/>.
- <sup>16</sup> Ibid.
- <sup>17</sup> Clark G. Reynolds, *Navies in History* (Annapolis: Naval Institute Press, 1998), pp.224-225.
- <sup>18</sup> なお、平和安全保障法制では、米軍以外の外国軍も支援対象となり得るが、ここでは隔離を実施する米軍への支援のみを検討する。
- <sup>19</sup> 防衛省ホームページ「日米防衛協力のための指針」2015年4月27日、[http://www.mod.go.jp/j/approach/ampo/shishin/shishin\\_20150427j.html](http://www.mod.go.jp/j/approach/ampo/shishin/shishin_20150427j.html)。
- <sup>20</sup> 内閣官房、内閣府、外務省、防衛省「『平和安全法制』の概要：我が国及び国際社会の平和及び安全のための切れ目のない体制の整備」日付なし、[http://www.cas.go.jp/jp/houan/150515\\_1/siryoul.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/houan/150515_1/siryoul.pdf)。
- <sup>21</sup> 笹本浩、桑山直樹「後方支援法制に関する国会論議：周辺事態安全確保法改正案・国際平和支援法案」『立法と調査』No.372、2015年12月、58頁。
- <sup>22</sup> 中内康夫、横山絢子、小檜山智之「平和安全法制関連法案の国会審議」『立法と調査』No.372（2015年12月）、21頁。
- <sup>23</sup> 同上、20頁。
- <sup>24</sup> 中内他「平和安全法制関連法案の国会審議」、16頁。
- <sup>25</sup> 平時に公海において自衛隊が外国の潜水艦に強制浮上措置を取る法的基盤は整っていない。なお、平和安全保障法制の国会審議において、日本の領海を潜没航行し、退去要請に応じない外国潜水艦への対処は、グレーゾーン事態の参考事例とされ、法的措置は検討されなかった。「政府、27日に15事例提示 グレーゾーン、潜水艦対処は参考例」『日本経済新聞』2014年5月27日。
- <sup>26</sup> (1) 密接な関係にある他国への武力攻撃が発生し、日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある（存立危機事態）(2) 我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がない (3) 必要最小限度の実力行使にとどまる。
- <sup>27</sup> 沓脱和人「集団的自衛権の行使容認をめぐる国会論議：憲法解釈の変更と事態対処法制の改正」『立法と調査』No.372、2015年12月、42頁。
- <sup>28</sup> 笹本、桑山「後方支援法制に関する国会論議」、58頁。
- <sup>29</sup> 「想定されるグレーゾーンの中身と課題は」『産経ニュース』2014年5月21日、<http://www.sankei.com/politics/news/140521/pl1405210021-n1.html>。
- <sup>30</sup> 等雄一郎「ユニット・セルフディフェンスから見た新安法制の論点：米軍等武器等防護の意義と限界」『レファレンス』No.783、2016年4月20日、27-28頁。

